

## 新潟県森林組合森林施業受託事業資金取扱要領

|    |   |
|----|---|
|    | 昭和 55 年 5 月 31 日付け林第 677 号<br>新潟県農林水産部長通達制定 |
| 改正 | 昭和 56 年 4 月 14 日付け林第 385 号<br>新潟県農林水産部長通達   |
| 改正 | 昭和 57 年 4 月 26 日付け林第 494 号<br>新潟県農林水産部長通達   |
| 改正 | 昭和 58 年 4 月 25 日付け林第 450 号<br>新潟県農林水産部長通達   |
| 改正 | 昭和 61 年 4 月 18 日付け林第 84 号<br>新潟県農林水産部長通知    |
| 改正 | 昭和 62 年 4 月 8 日付け林第 28 号<br>新潟県農林水産部長通知     |
| 改正 | 平成 4 年 4 月 16 日付け林第 67 号<br>新潟県農林水産部長通知     |
| 改正 | 平成 6 年 5 月 19 日付け林第 137 号<br>新潟県農林水産部長通知    |
| 改正 | 平成 8 年 6 月 28 日付け林第 330 号<br>新潟県農林水産部長通知    |
| 改正 | 平成 14 年 4 月 1 日付け林第 137 号<br>新潟県農林水産部長通知    |
| 改正 | 平成 15 年 3 月 28 日付け林第 1011 号<br>新潟県農林水産部長通知  |
| 改正 | 平成 18 年 4 月 1 日付け林第 5 号<br>新潟県農林水産部長通知      |
| 改正 | 令和 3 年 1 月 8 日付け林第号<br>新潟県農林水産部長通知          |

### (趣 旨)

第 1 新潟県補助金等交付規則（昭和 32 年新潟県規則第 7 号。以下「規則」という。）及び新潟県森林組合森林施業受託事業資金利子補給金交付要綱（昭和 55 年 5 月 31 日付け林第 676 号新潟県農林水産部長通達。以下「要綱」という。）に基づく森林組合森林施業受託事業資金（以下「受託事業資金」という。）の取扱いについては、規則及び要綱に定めるもののほか、この要領による。

### (承認申請及び借入れ申込み)

第 2 受託事業資金の借入希望者は、森林組合森林施業受託事業資金承認申請書（市町村の指定様式）を毎年 5 月 15 日までに市町村長に 1 部提出するものとする。

2 市町村長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、市町村における利子補給承認の可否を決定し、速やかに森林組合森林施業受託事業資金承認（不承認）通知書（市町村の指定様式）により借入希望者に通知するものとする。

3 前項の規定により市町村長の承認通知を受けた借入希望者は、次の書類 1 部を毎年 5 月末日までに融資機関に提出するものとする。

(1) 森林組合森林施業受託事業資金借入申込書（別記第 1 号様式）

(2) 森林組合森林施業受託事業資金承認通知書の写し

4 融資機関は、前項の規定により書類を受理したときは、その内容を審査し、知事の承認を受けようとするものについて、要綱第 7 の規定により毎年 6 月 15 日までに申請書を知事に提出するものとする。

5 知事は、前項の規定により書類を受理したときは、その内容を審査し、必要がある場合は現地調査を実施し、速やかに森林組合森林施業受託事業資金融資承認（不承認）通知書（別記第 2 号様式及び第 2 号の 2 様式）により融資機関及び市町村長（地域振興局長を経由する。）に通知するものとする。

### (貸付け)

第 3 融資機関は、知事の承認を受けたときは、速やかに受託事業資金を貸し付けるものとする。

### (市町村の利子補給)

第 4 市町村が受託事業資金に係る利子補給を行う場合、別紙市町村森林組合森林施業受託事業資金利子補

給金交付要綱例を参照の上、あらかじめ必要に応じて利子補給要綱を定め、事業の円滑な運営を図るものとする。

別記  
第1号様式

森林組合森林施業受託事業資金借入申込書

番 号  
年 月 日

融資機関  
代表者 職 氏 名 様

森林組合  
代表理事組合長 氏 名

森林組合森林施業受託事業資金を下記のとおり借り入れたいので、申し込みます。

記

借入希望期間 造林 月 日 ~ 月 日  
保育 月 日 ~ 月 日

| 造林事業資金        |                     |                          | 保 育 事 業 資 金 |         |         |                |               |               |          | 組 合 希 望 借 入 額<br>H | 借入申込<br>金 額<br>C+H | 市町村<br>利 子<br>補給率 |
|---------------|---------------------|--------------------------|-------------|---------|---------|----------------|---------------|---------------|----------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 事業<br>計画<br>A | 事業<br>資金<br>A*<br>B | 組 合<br>希 望<br>借 入 額<br>C | 事 業 計 画     |         |         | 事 業 資 金        |               |               |          |                    |                    |                   |
|               |                     |                          | 下刈り<br>D    | 除伐<br>E | 間伐<br>F | 下刈り<br>D*<br>G | 除伐<br>E*<br>G | 間伐<br>F*<br>G | 小 計<br>G |                    |                    |                   |
| ha            |                     |                          | ha          | ha      | ha      |                |               |               |          |                    |                    | %                 |

注1 \_\_\_\_\_には、標準労務費を記入すること。

2 組合希望借入額及び借入申込金額は1万円単位とし、端数は切り捨てること。

第2号様式

森林組合森林施業受託事業資金融資承認（不承認）通知書

番 号  
年 月 日

融資機関  
代表者 職 氏 名 様

新潟県農林水産部長

年 月 日付け 第 号で申請のあった森林組合森林施業受託事業資金の融資

します。

について承認

しません。

林第 号  
年 月 日

地域振興局長 様

林 政 課 長

森林組合森林施業受託事業資金承認（不承認）について（通知）

このことについて、別表のとおり承認し（不承認とし）たので通知します。  
なお、関係市町村長には貴職より通知してください。

注 別表は、交付要綱別記第2号様式の別表に準じて作成する。